

**令和6年度
社会福祉法人指導監査（一般監査）実施結果**

対象法人数	9法人
指導事項等件数	47件

上尾市

指導事項等

件数

理事会・評議員会	9
理事長及び業務執行理事の職務の執行状況の報告について、定款で定めた間隔のとおり報告を行い、理事会の議事録に記載すること。	5
評議員会の招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議により定めること。	3
定款変更等特別決議を行う際は、評議員の3分の2以上の賛成を持って行われる必要があるため、評議員が出席できるように調整すること。	1
評議員	2
前年度から当該年度までの間における評議員会を全て欠席している評議員が見受けられたため、日程を調整するなど対応を検討すること。	2
監事	1
理事会への欠席が連続している監事が見受けられたため、日程調整等、対応を検討すること。	1
議事録	2
評議員会の議事録について、作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。	1
評議員会及び理事会の決議について特別の利害関係を有する評議員又は役員が議決に加わっていないかを事前に確認し、議事録に記載すること。	1
招集通知	5
理事会の招集通知の省略について、理事及び監事全員の同意により行われていることがわかるよう、客観的に確認できる形で保存を行うこと。	2
評議員会及び理事会の招集通知について、正式に通知した日付を記載すること。	1
役員選任の決議を評議員会で行い、引き続き同日に理事長選定の理事会を開催する場合は、招集通知の省略をすること。	1
理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間(中7日間)前までに各理事及び各監事に対して招集通知を发出すること。	1
登記	5
登記事項について変更が生じた場合(代表権を有する者の氏名等)、2週間以内に変更登記を行う必要があるが、直近の変更登記は2週間を超えていたため、次回以降は調整すること。	5
役員等報酬規程	1
役員等報酬規程について、支給の方法についても定めておくこと。また、規程は評議員会の決議後に適用すること。	1
計算書類	2
計算書類の注記8、12、13、15について、該当がない場合でも「該当なし」と記載すべきであるが、記載の確認ができなかったため、記載すること。	1
財産目録について、定時評議員会の承認を受けていることが確認できなかったため、次回以降は承認を受けること。	1
会計管理	8
現金収入について、経理規定で定めた期間内に入金すること。	4
金銭の支払いを行う場合は、会計責任者の決裁をとること。	2
現金の残高と出納簿の残高は毎日照合すること。	1
小口現金の保管限度額について、経理規定で定めた金額を超えた現金の保管が見受けられたため、規程で定めた限度額内で運用すること。	1
通帳・印鑑	1
通帳及びその印鑑はそれぞれ別の職員が管理すること。	1
契約事務	11
契約事務は、経理規程に基づき適正に行うこと。	7
契約手続きについて、予算を超える執行が見込まれる場合には、事前に補正予算案を作成し、理事会の承認を得ること。	3
契約手続きについて、随意契約を行う場合は複数の業者から見積書を徴する等、価格を客観的に比較検討すること。	1